住所　不明
氏名　大友　兵吉　外１名
住所　不明
氏名　千葉　成俊　外９名
住所　不明
氏名　出雲円之助　外２名
住所　不明
氏名　木皿　善蔵　外２名
住所　不明
氏名　木皿権左エ門　外２名
２　通知の内容
仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。よって、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により、通知します。
注意
１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することはできません。
教示
１　この通知にかかる処分について不服があるときは、この通知書を受け取ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知にかかる処分について不服があるときは、この通知書を受け取ったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者の送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、書類の送付に代えてその書類の内容を次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを名取市閖上一丁目１番13号において掲示しています。
平成27年12月28日
仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　名取市
代表者　名取市長　佐々木一十郎
１　通知書の送付をうけるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　石川利兵エ　外３名
住所　不明
氏名　石川喜三郎　外３名
住所　不明
氏名　石川利五郎　外３名
住所　不明
氏名　内海喜傳治　外３名
２　通知の内容
仙塩広域都市計画事業名取市閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止します。
教示
１　この通知にかかる処分について不服があるときは、この通知書を受け取ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知にかかる処分について不服があるときは、この通知書を受け取ったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等除却通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。
平成27年12月28日
広島圏都市計画事業
向洋駅周辺土地区画整理事業
施行者　府中町
代表者　府中町長　和多利義之
記
１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　広島県安芸郡府中町鹿籠二丁目３番８号
氏名　有限会社アール．イー．ピー守乃屋
取締役　難波　　徹
２　通知の内容
府補発第31号
平成27年11月27日
建築物等除却通知及び照会
貴社が所有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成29年２月28日までに除却していただくこととなりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者府中町が除却工事を行うことになりますので、貴社が前記期限までに自ら除却される意思があるか否かを添付の用紙で回答して下さい。
以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。
なお、この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内に府中町を被告として、行政事件訴訟法の規定により、処分の取消しの訴えを提起することができます。
上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に府中町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
記
建築物等の表示
所在地　広島県安芸郡府中町青崎南5626番８
構造・数量
鉄筋コンクリート造ルーフィング亜鉛メッキ鋼板葺10階建　１棟
（家屋番号5626番８）
その他工作物等　１式
（注意事項）
１　自ら除却される場合の除却に係る補償費は、補償調査後府中町向洋駅周辺区画整理事務所においてお知らせします。
２　建築物等占有者に対しては、期限までに所有者に協力して立ち退くよう除却の通知を送付します。
３　除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに府中町向洋駅周辺区画整理事務所へ届けて下さい。
なお、この通知は当該事業施行地区の広島県安芸郡府中町青崎中14番地先にある掲示板において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告
当社は、平成二十七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十二月二十八日
北海道網走郡美幌町字美里二番地三
代表清算人　株式会社櫻井鉄工場
櫻井　弘幸

解散公告
当会社は、平成二十七年十二月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。
平成二十七年十二月二十八日
宮城県石巻市桃生町神取字町浦一一番地
代表清算人　株式会社よろしく桃生公社
内海　郁子

解散公告
当法人は、平成二十七年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年十二月二十八日
秋田県由利本荘市川口字家後七八番地一
吉尾ビル二階
清算人　真坂　政悦
特定非営利活動法人健康支援かけはし